

つくば国際会議場中ホール200・中ホール300舞台照明設備更新工事契約書（案）

- 1 業務名 つくば国際会議場中ホール200・中ホール300舞台照明設備更新工事
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 ●●● 円（消費税及び地方消費税は別途加算する）
- 4 履行期間 契約締結翌日から2026年3月12日（金）
- 5 履行場所 茨城県つくば市竹園二丁目20番地3 つくば国際会議場
- 6 契約保証金 免除

つくば国際会議場マネジメントグループ代表団体株式会社コンベンションリンケージ（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、つくば国際会議場中ホール200・中ホール300舞台照明設備更新工事について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の履行期間内に業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、業務の実施について、甲の指示によらなければならない。

（印紙税の負担）

- 第2条 本契約書に貼付する収入印紙税は、甲乙折半にて負担する。

（報告及び検査）

- 第3条 乙は、業務が終了したときは、遅滞なく別記様式による業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもと、当該業務がこの契約の内容に適合するものかどうかを検査し、合格した場合は、その旨を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、検査の結果、不合格となり業務の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。この場合において、当該補正に係る費用は、乙の負担とする。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の補正完了報告書の提出を受けた場合について準用する。

（甲の指示監督権）

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙の作業体制その他業務の実施について、検査監督及び作業指示を乙に対し行うことができるものとする。
- 2 乙は、甲から進捗状況の報告書提出要求、作業内容の検査実施要求又は作業実施に係る指示があった場合は、それらの要求又は指示に従わなければならない。

（注意義務）

- 第5条 乙は、本施設の利用者による本施設の快適な利用に対し十分な注意を払い、騒音や振動、粉塵

等が極力生じないように、業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、本施設の設備並びに本施設の使用者が所有又は管理している設備に対しても、滅失又は毀損が生じないように十分な注意を払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その時償額は、甲乙協議して定める。

(再委託等の制限)

第7条 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容等を甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に際して知り得た甲の秘密（技術上、営業上その他一切の秘密情報をいう。以下同じ。）を第三者に漏らしてはならない。本契約の終了後も同様とする。

- 2 乙は、前項の義務を遵守させるため、業務を実施する乙の作業員その他の者との間で、秘密保持に関する誓約書を徴するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(貸与品)

第9条 乙は、業務実施のため、甲から貸与された資料等（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

- 2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与品を管理しなければならない。
- 4 乙は、業務の完了や業務の内容の変更等によって貸与品が不要となった場合は、それを速やかに甲に返還しなければならない。
- 5 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(複写等の禁止)

第10条 乙は、業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして貸与品を複写し、又は複製してはならない。

(危険負担)

第11条 業務完了前に、材料の確保、毀損その他業務の実施一般について生じた損害については、全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、損害額の範囲内において甲がこれを負担するものとする。

- 2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、その限度において甲が負担する。
- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により算定するもの

とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された成果品が契約の内容に適合しないものであるときは、第3条第2項の検査後1年間は履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

(代金の支払等)

第13条 乙は、第3条第2項の規定による通知を受けた後、書面により甲に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(前払金)

第14条 甲は、乙の請求に基づき、契約金額の100分の40に相当する額を上限として、前払金を支払うことができる。

2 乙は、前項の請求を行う場合、甲に対し、金融機関又は保証事業会社が発行する保証証書その他甲が指定する保証を差し入れなければならない。

3 甲は、第1項の請求を受けたときは、乙の適正な前払金請求書及び前項の保証を受理した日から30日以内に前払金を支払うものとする。

4 乙は、前払金を受領したときは、本業務の円滑な履行のためにのみ使用するものとし、他の目的に流用してはならない。

5 甲は、本契約が解除された場合において、前払金が既に支払われているときは、乙に対し、前払金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(契約履行期間の延長)

第15条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期間内に業務の完了が困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延長日数を記載した延長願を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期間内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既履行部分の代金を支払うものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(履行遅延の場合の損害金等)

第17条 乙の責めに帰する事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において甲は、

履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて法定利率に準ずる割合で計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいう乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を実行してこの事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の内容となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間にこれらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

(損害賠償の予定)

- 第19条 乙は、乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、法定利率に準ずる割合で計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第20条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第22条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、甲の承諾を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2 前項ただし書により乙が売掛債権を譲渡した場合は、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し訴訟が生じた場合には、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成して甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙